

1 歳入の状況

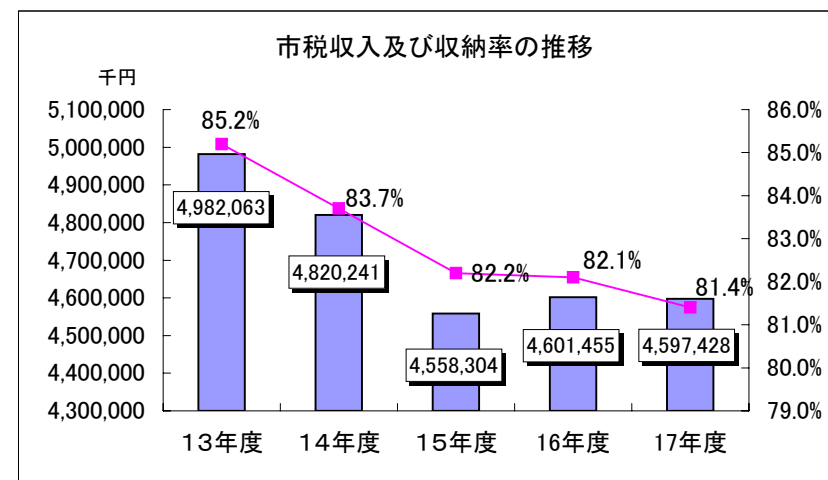
(1) 地方税

(単位:千円)

税目	平成17年度(A)		平成16年度(B)		増減額(A-B) (C)		増減率 C/B		収納率	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定	収入	17年度	16年度
個人市民税	1,490,682	1,306,598	1,474,372	1,299,897	16,310	6,701	1.1%	0.5%	87.7%	88.2%
法人市民税	459,993	448,822	386,492	374,889	73,501	73,933	19.0%	19.7%	97.6%	97.0%
固定資産税	3,141,623	2,314,014	3,157,809	2,366,857	△ 16,186	△ 52,843	△0.5%	△2.2%	73.7%	75.0%
軽自動車税	117,164	89,906	112,122	86,580	5,042	3,326	4.5%	3.8%	76.7%	77.2%
市たばこ税	432,983	432,983	468,260	468,260	△ 35,277	△ 35,277	△7.5%	△7.5%	100.0%	100.0%
鉱産税	5,105	5,105	4,972	4,972	133	133	2.7%	2.7%	100.0%	100.0%
合計	5,647,550	4,597,428	5,604,027	4,601,455	43,523	△ 4,027	0.8%	△0.1%	81.4%	82.1%

17年度の内訳(再掲)

		調定額	収納額	収納率
個人市民税	現年課税分	1,333,207	1,292,230	96.9%
	滞納繰越分	157,475	14,368	9.1%
法人市民税	現年課税分	450,072	448,341	99.6%
	滞納繰越分	9,921	482	4.9%
固定資産税	現年課税分	2,382,272	2,254,858	94.7%
	滞納繰越分	737,203	37,007	5.0%
軽自動車税	現年課税分	94,113	85,962	91.3%
	滞納繰越分	23,050	3,944	17.1%



市税の歳入決算額は4,597,428千円となり、前年度決算額4,601,455千円と比べ、4,027千円(△0.1%)の減となった。

個別には、法人市民税が景気的好転により前年度と比較して73,933千円(19.7%)と大幅に増収となった。

固定資産税については土地の地価下落は続いており、調定額・収入額ともに前年度を大きく下回り52,843千円(△2.2%)の減となった。

たばこ税については、前年度に比べ35,277千円(△7.5%)の減収となっているが、前年度にたばこ税引き上げの反動と、たばこ産業の活性化等による売り上げ増加で例年のない増収があったためであり、今年度の売り上げ本数から見れば平年ベースに落ち着いたと考えられる。

(2) 地方譲与税

地方税収入の一つであるが、いったん国税として徴収し、それを法令に定める配分基準に従って地方公共団体に譲与するもので、本市では、従来から「自動車重量譲与税」と「地方道路譲与税」の2種類があったが、新たに平成16年度から、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する「所得譲与税」が創設された。

なお、これは、平成18年度までで、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する間の暫定措置である。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
自 動 車 重 量 譲 与 税	169,485	171,248	△ 1,763
地 方 道 路 譲 与 税	59,177	61,195	△ 2,018
所 得 譲 与 税	189,992	90,428	99,564
合 計	418,654	322,871	95,783

(3) 税交付金

都道府県税として徴収されたもののうち、地方税法等の規定に基づく配分割合で市町村に交付するもので、本市では、従来から「利子割交付金」、「地方消費税交付金」、「自動車取得税交付金」の3種類があったが、平成15年度の地方税法改正により株式などの配当及び譲渡所得金額に課する県民税を市町村の個人県民税額を基礎に按分して交付される「配当割交付金」及び「株式等譲渡所得割交付金」が平成16年度から新設された。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
利 子 割 交 付 金	24,695	37,338	△ 12,643
配 当 割 交 付 金	11,202	6,387	4,815
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14,303	7,117	7,186
地 方 消 費 税 交 付 金	523,243	559,330	△ 36,087
自 動 車 取 得 税 交 付 金	132,406	133,703	△ 1,297
合 計	705,849	743,875	△ 38,026

(4) 地方特例交付金

平成10年、11年に国の総合経済対策の一環で行われた恒久的減税の影響で、地方財政の運営に支障が生じないよう減収相当を補完するために設けられた制度の一つで、抜本的な税制改正が行われるまでの間交付されることとなっている。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
地 方 特 例 交 付 金	132,667	141,980	△ 9,313

(5) 地方交付税

国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を原資とし、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、一定の基準により国が交付する税である。

地方交付税には、必要な経費(基準財政需要額)と標準的な状態において徴収が見込まれる税収額(基準財政収入額)を算定し、収入が経費に不足する場合にその差額を交付する「普通交付税」と、これに反映されなかった諸事情を考慮して交付する「特別交付税」の2種類がある。

近年、三位一体改革による地方交付税の抑制の影響で、減少している。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
普 通 交 付 税	6,978,372	6,906,992	71,380
特 別 交 付 税	1,009,304	1,131,312	△ 122,008
合 計	7,987,676	8,038,304	△ 50,628

(6) 交通安全対策特別交付金

道路交通法の規定により納付される反則金にかかる収入見込額を基礎として、都道府県及び市町村の安全施設整備事業の財源措置として交付されるもの。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,922	14,413	509

(7) 分担金及び負担金

市が特定の事業に要する経費に充てるため、その事業によって利益を受ける者に対し、その受ける利益分を限度として徴収する金銭である。

主な内容としては、老人ホーム措置費負担金や保育料保護者負担金、各種福祉施設措置費負担金などがある。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
分 担 金 及 び 負 担 金	432,109	393,587	38,522

(8) 使用料及び手数料

「使用料」は、公共施設の使用等に対し徴収するもので、「手数料」は市が行う役務の提供に対し受益を受ける人が支払う金銭である。使用料としては、体育館、プール、野球場など体育施設使用料や美術館、石炭資料館などの施設入館料、公営住宅の家賃収入などが主なものであり、手数料としては、ごみ処理手数料や戸籍住民登録諸証明手数料などがその主なものである。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
使 用 料	1,205,494	1,187,393	18,101
手 数 料	144,528	142,622	1,906
証 紙 収 入	86	81	5
合 計	1,350,108	1,330,096	20,012

(9) 国庫支出金

市が法令に基づいて実施しなければならない事業や、国と市に利害関係があるもの、国の施策を遂行するためや市へ財政援助を行うためなどの理由により、国が市に対して交付する金銭であり、区分的には「国庫負担金」、「国庫補助金」、「国庫委託金」に分けられる。

国庫負担金としては、生活保護費や児童扶養手当・児童手当等の給付費に対する負担金、各種施設の措置費負担金が主なものであり、国庫補助金としては、道路整備や改良住宅建設などの建設事業に対する補助金や失業対策事業に対する補助金が主なものである。国庫委託金としては、国民年金事務委託に対する委託金などがある。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
国 庫 負 担 金	4,356,092	4,382,885	△ 26,793
国 庫 補 助 金	2,301,492	1,816,783	484,709
国 庫 委 託 金	30,768	32,739	△ 1,971
合 計	6,688,352	6,232,407	455,945

(10) 県支出金

事務の性質上法令によって県に負担が義務付けられているものや、市町村に対して事務事業の執行を奨励する必要性から、または県の事務ではあるが便宜上市町村に委託したほうが能率的かつ経済的である場合等に、市町村に対して支出する金銭である。

また実質は国庫支出金であるが、県を通して市町村へ交付される形のものもある。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
県 負 担 金	605,125	498,900	106,225
県 補 助 金	1,364,480	1,416,280	△ 51,800
県 委 託 金	102,176	79,906	22,270
合 計	2,071,781	1,995,086	76,695

(11) 繰入金

基金からの繰入や特別会計からの繰入である。

17年度は、一般会計で高齢者等の保健福祉や農業施設の整備など特定の目的のために設置した基金を、田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計では平成筑豊鉄道施設整備及び災害復旧のために設置した基金をそれぞれ一部取崩を行っている。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
基 金 繰 入 金	52,287	725,083	△ 672,796
特 別 会 計 繰 入 金	0	0	0
合 計	52,287	725,083	△ 672,796

(12) 市債

「市債」とは、財源不足を補い、年度間の財源調整をし負担を平準化し、世代間の負担の公平を図る目的で、公共施設・公用施設等の建設事業の財源とするもので、一会計年度を超える借入金のことである。

その他、税収や交付税の財源不足を補うために発行するいわゆる赤字地方債(減税補てん債、臨時財政対策債)がある。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
減 税 補 て ん 債	58,800	56,100	2,700
臨 時 財 政 対 策 債	573,200	751,400	△ 178,200
そ の 他 地 方 債	1,612,600	1,743,700	△ 131,100
合 計	2,244,600	2,551,200	△ 306,600

(13) その他収入

その他収入としては、寄附金収入や財産の貸し付け、売払い等に基づく財産収入、前年度からの繰越金や諸収入などがある。財産収入では、15年度から分譲している星美台団地の売り上げが伸びたこと、市有地の売り払いが増えたことなどにより、大幅な増となった。

また、繰越金は、16年度繰越事業が多額で、それに充てる繰越財源も多額であったため、大幅に増えた。

一方、諸収入においては、ポタ山災害防止工事の受託収入が減ったため、大幅に減少した。

(単位:千円)

区 分	17年度	16年度	増減額
寄 附 金	1,080	2,010	△ 930
財 産 収 入	392,556	247,477	145,079
繰 越 金	422,544	175,475	247,069
諸 収 入	594,663	805,848	△ 211,185
合 計	1,410,843	1,230,810	180,033